

○その他

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> その他(民間事業者等への適切な措置を求めるもの)	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	7 精神障がい者に対する J R 運賃等の割引制度の適用について		
提案市	上田市		
提案要旨	精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、J R 等の旅客運賃・料金並びに有料道路通行料金を、身体障がい者並びに知的障がい者と同様の割引制度が適用されるよう、関係機関等に対し適切な措置を講じることを要望する。		
提案理由	<p>平成 26 年 2 月、日本は国連障害者権利条約の締結国になり、同条約が国内での効力が及ぶものとなった。条約の締結を進めるに当たり、国内法の整備が行われてきた。平成 28 年 4 月には障害者基本法第 4 条を具体化した障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が求められている。</p> <p>また、障害者基本法第 24 条では、経済的負担の軽減について、障がい者の自立を促進するため、必要な施策を講じなければならないと定められている。</p> <p>このような社会情勢から、精神障がい者の日常生活における経済的負担の軽減が図られるよう、J R をはじめとする旅客運賃・料金と有料道路通行料金の割引制度が適用されるよう関係機関への適切な措置を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>精神障害者保健福祉手帳制度は、身体障害者手帳や療育手帳と比較して、制度自体が新しい制度であることなどから、交通運賃等の割引制度面で格差が生じている。</p> <p>〔 手帳制度：身体障害者手帳 (S24.12～) 療育手帳 (S48.9～) 精神障害者保健福祉手帳 (H7.7～) *写真の貼付 (H18.10～) 〕</p> <p>国、県への要望活動も行われているところであり、長野県においては、平成 24 年 3 月に「しなの鉄道」にて精神障害者保健福祉手帳所持者の運賃割引が実現されたが、J R 運賃や高速道路の通行料などでの割引制度は実現されていない。</p>		
法令関係	障害者基本法 障害者差別解消法		